

令和4年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和4年12月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第9回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	12件
議案第6号	農地利用最適化推進委員の公募について	（別冊）
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	15件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	43件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について	2件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	槁本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	中田照子
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	惠美彰憲		

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>開 会 (午前10時00分)</p> <p>ただいまより、令和4年度第9回千葉県農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>17人</u>で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 17番 高橋 芳和 委員 議席番号 1番 小川 友安 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区上泉町に本店の所在する法人が、</p>

義務者であります若葉区上泉町に在住の方が所有する同区下泉町の農地を、新規就農のため、賃借権の設定をするものです。

面接した権利者によりますと、当該法人代表者は千葉県農業大学卒業後、東金の水稲農家で10年働き、15年前から千葉市で人参を栽培しているとのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

次に、第2項です。

本案件は次の第3項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料7ページから12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県八街市に本店の所在する法人が、義務者であります千葉県八街市に在住の方々が所有する同区小間子町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、福島県で約40年、農業経営に従事し、米や野菜を栽培していたとのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、じゃがいもを予定しております。

議案書2ページをご覧ください。

次に、第4項です。

お手元の資料13ページから18ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区みつわ台5丁目に在住の方が、義

務者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が所有する同区上泉町の農地を、新規就農のため、使用貸借権の設定をするものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、岩手県の実家で、米、とうもろこし、人参の栽培を手伝い、現在でも、とうもろこしを栽培しているとのことでした。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことでした。

申請地の取得後の作目は、とうもろこし、ブロッコリーを予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

次に、第5項です。

お手元の資料19ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります中央区大巖寺町に在住の方が所有する同区生実町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に、第6項です。

お手元の資料20ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります中央区大森町に在住の方が所有する緑区高田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率

	<p>利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>榑本委員</p>	<p>第1項のトラクター1台・軽トラック1台・作業場1棟をお持ちで、千葉市で人参を栽培しているのに、新規就農の申請になっているので契約をしないでヤミ耕作で農業を行っていたのではないですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>第1項ですが、権利者と義務者が同一人物で、自分の法人を立ち上げて、自分の法人に自分の土地を貸すというかたちになります。法人としては新規就農として扱う案件となっています。</p>
<p>榑本委員</p>	<p>農地パトロールをしていますが、契約をせずにヤミ耕作をしている方を聞いたり見ることもあります。要望ですが農業委員会だよりの中で、ヤミ耕作について啓蒙していただきたいです。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>第2項・第3項の会社は八街市で、耕作する方たち全員の通作が江戸川区になっているので、お住まいと会社との関係がわかれば教えてください。</p>

事務局	<p>会社のある八街市に、住まいの江戸川区から毎日通っているということです。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料21ページから25ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請土地の一部を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市農政センターから東に約2.6キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p>

	<p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班</p>	<p>ご説明いたします。</p>

<p>(横山班長)</p>	<p>議案第3号ですが、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料26ページから29ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料30ページから33ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、貸資材置場・貸車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約400メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p>
---------------	--

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書 6 ページをご覧ください。

次に第 3 項です。

お手元の資料 3 4 ページから 3 7 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、京成大森台駅から南東に約 8 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から 1 キロメートル以内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を浸透柵で処理します。

議案書 7 ページをご覧ください。

次に第 4 項です。

お手元の資料 3 8 ページから 4 1 ページをご参照ください。

本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、武石インターチェンジから北東に約 4 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書 8 ページをご覧ください。

次に第 5 項です。

お手元の資料 4 2 ページから 4 3 ページをご参照ください。

本案件は、資材置場・車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、穴川インターチェンジから北に約 4 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 5 0 0 メートル以内に幼稚園と歯科医院があることから第 3 種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第 6 項です。

本案件は、第 7 項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は 4 4 ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立生浜中学校から南東に約 5 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除については、法面を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については雨水を自然浸透で処理します。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>8ページの第5項ですが、図面から見た場所が市街化区域から近接していて、近くには幼稚園があります。12月の議会の中で、誉田一丁目の幼稚園の近くに資材置き場があり、廃プラスチック材が幼稚園に飛散するということが質問で出ておりました。資材置き場と車両置き場用地は何を置くのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料42ページの図面をご覧ください。幼稚園の場所が申請土地の東側で、みつわ台中学校のすぐ隣になりますので、そこまで近くはありません。建設会社は申請土地のすぐ横の一体利用地の文字の下の建物で、会社で使うトラックや従業員が使う車を置いたり、解体用の足場などの道具を置くかと聞いています。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 挙手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は許可相当と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたしますが、第1項及び第2項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨、規定されていることから、関係委員に、ご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">—— 関係委員退室 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第1項及び第2項について事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>第1項と第2項で、同一案件となります。</p> <p>併せて、資料の45ページから50ページの位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、支払約定書、資金計画書をご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である花見川区大日町に所在を置く法人が、申請地であ</p>

る若葉区下田町の畑について、栗農園から、イチゴ農園に変更するため、埋立てし耕作に適した農地にしたいというものです。

また、表土部分については、天地返しをして、嵩上げ後に表土部分へ埋め戻します。

施設の概要としましては、事業面積は9, 218平方メートルです。

内訳として、農地は、8, 314平方メートル、山林が、904平方メートルです。

排水については、雨水は自然浸透で処理し、被害防除対策としては、南側及び西側の法面最下部には、直径200ミリメートルの半割のプラスチック管を設置し、隣地への雨水流出を防ぎます。

また、法面部分については、3種混合種子を吹き付けし、安全を確保します。

一時転用期間は、令和5年1月4日から令和5年12月末日までです。

他法令関係につきましては、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に該当し、現在手続き中です。

なお、所要金額に対し、残高証明書の残高が不足しておりますが、工事が確実に履行される裏付け書類として、残土受入れ代金の「支払約定書」及び、月別資金計画を許可申請時に提出されており、工事期間中に資金ショートが起こらないことを確認しております。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ござ

	<p>いましたらお願いします。</p>
<p>楯本委員</p>	<p>農地法上の関係で言いますと、埋め立てを伴った場合1 m以下の農地造成は、軽微な土地改良区の手続きが必要となっていますが、なされていますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の案件に関しましては、軽微な農地改良ではないので第5条の一時転用として許可対象となっています。1 m以上300平方メートル以上なので、千葉市の残土条例にも許可が必要な案件となっております。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項及び、第2項については、原案どおり決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
	<p>——— 関係委員入室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第3項について、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班</p>	<p>ご説明いたします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第2項及び第3項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p> <p>——— 関係委員退室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第2項及び第3項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>議長</p>	<p>市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第2項から13ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区中野町在住の農家の方が、同区和泉町在住の方、他2名が所有する同区中野町、和泉町の田4筆、合計面積7,941平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
---	---

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第2項及び第3項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">——— 関係委員入室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項及び第4項から第12項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、稲毛区長沼町在住の方が所有する若葉区大井戸町の田1筆、面積2,000平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>次に13ページをご覧ください。</p> <p>第4項から14ページの第6項までは、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他2名が所有する同町の畑8筆、合計面積3,370平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年または10年、権利者の作付品目は「さといも、さつまいも、落花生」です。</p> <p>次に15ページをご覧ください。</p> <p>第7項及び第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同</p>

町の畑5筆、合計面積3,709平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「大根、人参」です。

次に16ページをご覧ください。

第9項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区おゆみ野在住の方が所有する同区板倉町の畑1筆、面積991平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「キャベツ」です。

第10項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、佐倉市西御門在住の方が所有する若葉区小間子町の畑2筆、合計面積6,941平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「落花生」です。

次に17ページをご覧ください。

あわせて資料の54ページをご覧ください。

第11項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。

第11項は、若葉区中野町在住の新規就農希望者が、同町在住の方が所有する同町の畑6筆、合計面積13,680平方メートルに使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「そば、人参、ばれいしょ」などです。

権利者は、農業大学校を卒業した後、今年の4月から義務者である父親の下で農業の技術・知識を習得しており、今後も引き続き、助言を受けながら農業経営を行っていくとのこと。

本年9月には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところ。

	<p>売り先は、商店や直売所を予定しています。</p> <p>第12項は、花見川区畑町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,781平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「小松菜、キャベツ、ネギ」です。</p> <p>第1項から第12項の合計面積は、40,413平方メートルです。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>全国農業新聞を読み、利用権設定をする場合に農地法3条の関係、農業経営基盤強化促進法の関係、農地中間管理事業でできる関係の3つが農地の貸し借りの中で賃借権なり通常の借地権なりを設定するわけで、最終的に農地法3条と特に農業経営基盤強化促進法の貸し借りはほぼなくなり、農地中間管理事業による貸し借りに一本化するように読めたのですが、情報があれば教えてください。</p>

事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定につきましては、来年の4月1日付で人農地関連施策の改正がありまして、2年間の経過措置を経て、令和7年3月末で廃止になるということです。今のところ農地法に基づく貸借については、人・農地プランが作成されない地域では農地法に基づいて個別に貸借するというのが主体になってまいりますので、廃止にするという方針は示されておられません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、第1項及び第4項から第12項についても、原案どおり決定といたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の公募について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地利用最適化推進委員の公募について」ご説明いたします。議案書の別冊をご覧ください。</p> <p>本案件は、令和5年7月20日の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第19条の規定に基づき農地利用最適化推進委員の公募を行うもので</p>

す。

農業委員の公募につきましては、市長が募集することと法律上(第9条)なっていますので、農業委員会の決定ではないため議案とはなっておりません。内容といたしましては、11月の農業委員・推進委員合同会議で説明させていただいたものと変更はございません。

はじめに、1の募集人数につきましては、23人で現在と同じ人数です。「千葉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」により23人と定められております。

次に2の担当区域につきましては、次のページの表になりますが、地区割に変更はなく、グループ制のブロック若しくは従来の担当地域での応募が可能な形としております。

次に1枚目にお戻り頂いて、3の募集期間につきましては、面接などの選考の日程を考慮いたしまして、3年前とほぼ同様の令和5年3月14日から令和5年4月13日までとしております。

次に4の委嘱期間ですが、農業委員会の議決のあった日(これは令和5年7月20日を予定しております)から令和8年7月19日までの3年間としております。

次に3枚目の右上に議案説明資料と書かれている資料をご覧ください。1から5については、ご説明いたしましたので、6の応募書類ですが、各区役所で配布のほか、農業委員会事務局、農政課、農政センター、JAで

	<p>入手可能で、市ホームページからも入手可能となっております。</p> <p>7の応募書類提出先ですが、農業委員会事務局となっております。</p> <p>8の提出方法ですが、郵送または持参で、応募受付期間必着となっております。</p> <p>9の広報ですが、(1) 1月に各区役所、農政部各課、JAへ募集要項を配架します。</p> <p>(2) 2月に農業組合を通じて募集のチラシを送付します。</p> <p>(3) 市のホームページ及び市政だより3月号で周知します。</p> <p>(4) JAに依頼し、千葉みらいだより3月号で周知します。</p> <p>(5) 3月に発行する農業委員会だより第144号に募集記事を掲載します。</p> <p>(6) 3月に説明会を実施しますが、本庁及び農政センターにおいて2回程度開催予定です。</p> <p>最後に参考として実際の農業委員と推進委員の募集要項を添付させていただきます。</p> <p>議案第6号の説明は以上になります。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員を公募することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 挙手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、20ページまでに8件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、23ページまでに15件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の30ページまでに43件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、17件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の32ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、2件ございました。</p> <p>内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、11月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
-----------------------	--

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第9回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前 11時 00分)</p>
-----------------------	---